

平成 2 8 年 4 月 1 8 日

公共施設マネジメント課作成

## 「公共施設等総合管理計画」の策定について

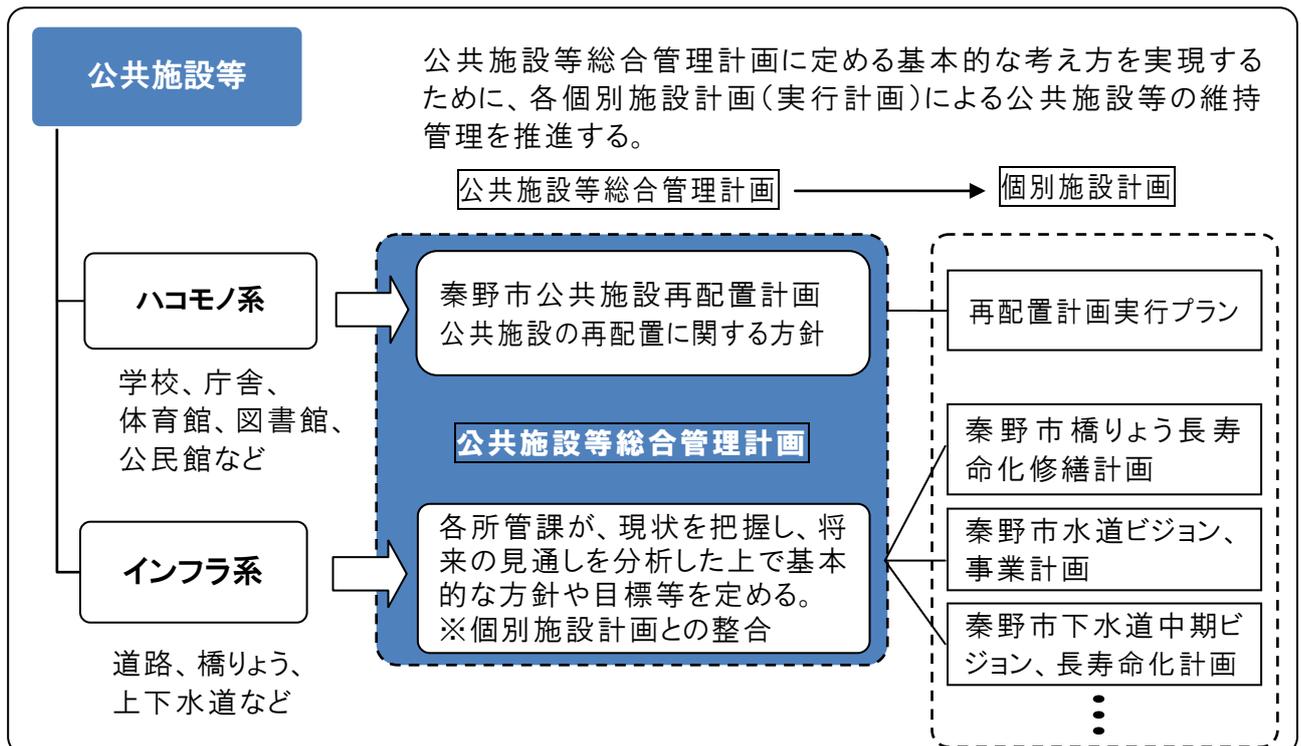
### 1 計画策定の目的

平成 2 6 年 4 月、総務省から全国の地方公共団体に対して、ハコモノ系のみならず、道路・橋りょう・上下水道・公園などのインフラ系を含む公共施設等の全体の状況を把握し、将来の見通しを分析して、公共施設等の管理の基本的な方針や考え方を定める「公共施設等総合管理計画」を策定するよう、要請がありました。この要請に基づき、本市においても、平成 2 8 年度までに「秦野市公共施設等総合管理計画(仮称)」を策定します。

なお、本市では、先駆けて公共施設の更新問題に取り組み、平成 2 3 年 3 月に「秦野市公共施設再配置計画」が策定されていることから「総合管理計画」のハコモノ系については、再配置計画で対応することができます。

しかし、インフラ系については、個別施設計画はあるものの、インフラ全体に対する計画がないことから、インフラ系に関する新たに管理に関する方針や考え方をまとめた計画を策定する必要があります。

### 公共施設等総合管理計画のイメージ



## 2 「公共施設等総合管理計画」の指針

### (1) 骨子（記載すべき事項）

- ① 公共施設等の現況及び将来の見通し（公共施設全体を対象）
- ② 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針
- ③ 公共施設等の管理に関する基本的な考え方
- ④ 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

### (2) 国の指針によるポイント

- ① 10年以上の長期にわたる計画とすること
- ② 自治体が所有するすべての公共施設等を対象とすること
- ③ 更新、統廃合、長寿命化など、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を記載すること

## 3 計画の策定・運営に向けての取り組み体制について

「公共施設等総合管理計画」は、将来にわたる長期的な視点の計画であるため、人口や財源の見込みの把握・分析が求められます。

その分析を踏まえつつ、既に本市で策定され、もしくは取り組んでいる既存計画や個別施設計画等の進捗状況などと整合性を図りながら、総合管理計画としての基本的な方針や目標等を定める必要があります。

そのことから、計画担当課や施設所管課、財政担当課等が一体となって検討していく必要があることから、公共施設マネジメント課が事務局となり、各担当部課がメンバーとなる公共施設再配置計画推進会議において、計画の策定を進めます。

## 4 主な計画策定のスケジュール

平成 28 年

4 月～10 月 計画に必要なデータ収集と分析及び関係各課との調整

11 月 計画（素案）について庁議等、議会への説明

平成 29 年 1 月 計画（案）について庁議等、議会への報告